

鳥取県告示第 912 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 22 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
ナガイ薬局	西伯郡伯耆町大殿 618	平成 18 年 10 月 31 日
ナガイ薬局境港店	境港市米川町 286	平成 18 年 11 月 30 日